

すまいる通信 第9号

「親に遺言書をかいてもらうには、どうしたら良いですか?」ときどきこのような相談を受けます。お子さんは財産が欲しくて言っているのではありません。兄弟で遺産の話をするのは気まずいから、遺産がどこにあるか分からないから、などの理由で遺言書を書いておいて欲しいのです。財産を狙っていると勘違いされたくないで、お子さんから親に遺言書を書いて欲しいとはなかなか言いにくいものなのです。

人はいつか必ず死を迎えます。受け入れがたいかもしれませんが、それは事実なのであります。あした交通事故で亡くなるかもしれません。遺言書は元気なうちに作成しておきましょう。

いきなり遺言書を書くのに抵抗がある方は、書店に「エンディングノート」というものが販売されていますので、まずはそのノートを書くことからやってみてもよいかもしれません。自分の財産を記録したり、残りの人生をどのように過ごしたいかとか、自分の死後のことについてなどを書けるようになっております。

遺言書を書くことは、親の務めであります。「子供たちが仲良くやっているから」「うちにはそんなに財産がないから」「自分たちで話し合っ決めて欲しい」というのは、親の責任逃れでしかありません。

相続トラブルにおける家庭裁判所の調停件数のうち約75%は、相続財産5,000万円以下の家庭です。財産の多い少ないに関わらずトラブルは起きているのです。そして、そのトラブル件数は年々増えているのです。

遺言書をどのように書けば良いか分からない、財産をどのように遺したら良いか分からない、という方はご相談ください。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料

○相続編：4月26日（土）

○遺言編：5月10日（土）

どちらか片方だけの参加でも大丈夫です。



時間：10：00～11：30
(9：30受付開始)

場所：川東タウンセンターマロニエ
(小田原市中里273-6)
205号室

お申し込みは
TEL：0465-39-1900

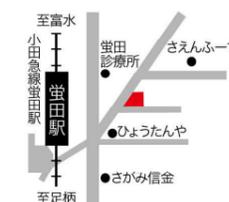
先着10名様までです。
残り数席空いております。
お気軽にご参加ください。

◆講師プロフィール◆

長尾影正（ながおかげまさ）
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
宅地建物取引主任者
ファイナンシャル・プランニング2級
相続アドバイザー協議会 認定会員



遺言・相続
の専門家



すまいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮666番地の1
TEL:0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>

行政書士 長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL:0465-39-1900
mail:nagao@yuigon-souzoku.info
<http://www.yuigon-souzoku.info>